

札幌市在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス事業実施要綱

（令和8年3月31日 保健福祉局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、感覚マヒ等により常時おむつを必要とする在宅の重度障がい者（児）に対して紙おむつを支給する事業（以下「紙おむつサービス」という。）を実施することにより、本人及び介護にあたる同居家族等の日常生活における負担の軽減と保健衛生の向上を図り、もって、重度障がい者（児）福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 紙おむつサービスを受けることができる者は、手帳の住所及び居住地がいずれも札幌市内であり、常時おむつの使用が必要と認められる原則3歳以上の在宅又はグループホーム等で生活する者であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）とする。なお、満2歳半以上3歳未満の者については医療機関の確認書（別紙）により、必要と認められる場合には、支給対象者とすることができる。

（1）重度身体障がい者

身体障害者手帳1級・2級の所持者であって、以下アまたはイのいずれかを含む2点以上を満たす者。

ア 感覚麻痺・両下肢の機能障害などの身体障がいにより「排尿」「排便」が自立していない場合

イ 寝たきり

ウ 「排尿」「排便」の意思表示が困難

エ 尿意、便意はあるが介護者がいない

（2）重度知的障がい者

以下のいずれも満たす者。

ア 療育手帳Aの所持者

イ 常時（昼夜）おむつを使用している旨の申立が申請者よりあること

ウ 知的障がいにより、「排尿」「排便」の意思表示が困難であること

（3）重度精神障がい者

以下のいずれも満たす者。

ア 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

イ 常時（昼夜）おむつを使用している旨の申立が申請者よりあること

ウ 精神障がいにより、「排尿」「排便」の意思表示が困難であること

2 前項の規定にかかわらず、札幌市在宅高齢者等紙おむつサービス事業（介護保険法に基づく保健福祉事業）の対象者要件を満たす者又は紙おむつサービスの申請日以前に本人若しくは介護にあたる同居家族等が第12条各号のいずれかに該当したときは、支給対象者とししないものとする。

（対象品目）

第3条 紙おむつサービスの支給の対象となる紙おむつの品目は、フラットタイプ、テープ止めパンツタイプ、はくパンツタイプ、尿取りパッドタイプとする。

（支給）

第4条 市は、この要綱の規定により支給の承認を得た支給対象者（以下「利用者」という。）に、毎月、紙おむつを支給する。この支給の実施にあたる者は、市が登録した事業者（以下「登録事業者」という。）とし、配達は月に1回とする。利用者は登録事業者が提供できる品目の中から任意の品目につき毎月上限額6,500円以内で支給を受けられるものとする。なお、同時に複数の登録事業者からの支給は受けられないものとする。

(費用の負担)

第5条 前条の規定による支給について、利用者の負担額は次の各号とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける被保護者は、0円
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の適用を受ける中国残留邦人等は、0円
- (3) 前2号に定める以外の者は利用額の1割

2 前項第3号に規定する者は、紙おむつサービスを受けるつど、負担額を登録事業者に支払うものとする。

(申請)

第6条 紙おむつサービスを受けようとする者又はその介護者(以下「申請者」という。)は、札幌市福祉サービス共通様式等に関する要綱(以下「共通要綱」という。)に定める申請書(共通様式1)をその居住する地域を所管する保健福祉部長に提出し、その承認を受けなければならない。

(決定及び通知)

第7条 保健福祉部長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、可否を決定し、その結果を申請者に、共通要綱に定める決定通知書(共通様式8)又は却下通知書(共通様式11)により通知するものとする。

2 前項の規定により、承認した申請書を受理した日が、当該月の初日から15日までにあっては当該月から、16日から末日までにあっては当該月の翌月からそれぞれ紙おむつの支給を開始するものとする。

3 保健福祉部長は、第1項の規定により承認の決定をした利用者に対し、紙おむつサービス利用券(以下「利用券」という。)をひと月1枚として開始日から年度末分まで交付するとともに、登録事業者には、共通要綱に定める決定通知書(共通様式8)により通知し、支給を依頼するものとする。

(利用の変更)

第8条 利用者は、紙おむつサービスの内容について変更を希望するときには、当該変更の実施を希望する月の前月の末日までに申請書を保健福祉部長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請については、前条の第1項及び第3項の規定を準用する。また、保健福祉部長は、第1項の規定による変更に伴い、紙おむつサービスを実施する登録事業者を変更する場合は、変更前の登録事業者にその旨通知するものとする。

3 利用者は、変更前に交付を受けた利用券の未使用分を保健福祉部長に返還しなければならない。

(利用の停止及び取消し)

第9条 利用者又はその介護者は、利用者が入院した場合、その旨を保健福祉部長に届出し、保健福祉部長は支給を停止するものとする。

2 利用者又はその介護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を保健福祉部長に届け出るものとする。

- (1) 第2条第1項に定める支給対象者の要件を備えなくなったとき。
- (2) 紙おむつサービスの利用を辞退したとき。
- (3) 利用者が施設入所、市外転出又は死亡したとき。

3 保健福祉部長は、前項に規定する届出を受けたとき、又は利用者が前項第1号又は第3号に規定する要件に該当することが判明したとき、第12条に定める要件に該当したときは、支給の承認を取消し、共通要綱に規定する廃止通知書(共通様式10及び10の2)により、利用者及び登録業者者に対し通知するものとする。

4 第1項又は第2項に該当したときは、当該届出人又は利用者は、利用券の未使用分を保健福祉部長に返還しなければならない。

(受給の方法等)

第10条 利用者又はその介護者は、紙おむつサービスを受けるにあたり次の各号に規定する事項を守るものとする。

- (1) 毎月の紙おむつの配送にあたり、あらかじめ、登録事業者と配送日を決めておくこと。
- (2) 紙おむつが配送されたときは、該当月分の利用券を登録事業者に提出すること。
- (3) 利用券に利用者負担額が記載されている場合には、その金額を直接登録事業者に支払うこと。
- (4) 第三者に紙おむつを譲渡又は転売しないこと。

(費用の請求及び支払)

第11条 登録事業者が利用者に紙おむつを配送したときは、当月の1日から月末までの利用分について、次の各号の書類を添えて、市長に請求するものとする。ただし、3月は3月末日までに請求するものとする。なお、利用券等には個人情報が含まれているため、その取扱には十分に留意すること。

- (1) 第10条第2号により受理した利用券
- (2) 任意の様式による明細票
- (3) 市の定める様式の配達内訳書

2 市長は、前号の規定により請求を受けたときは、その内容を審査のうえ、請求のあった日から30日以内に、登録事業者に対して支払うものとする。

3 前項の支払いについて、本市の負担する額は、必要な紙おむつの購入に要する費用のうち、毎月上限額の範囲内で、利用者が直接登録事業者を支払うべき額を控除した金額とする。

(本市負担金額の返還)

第12条 保健福祉部長は次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者又はその介護者等に対し、紙おむつの支給に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 利用者又はその介護者等が、第三者に紙おむつを譲渡又は転売した場合
- (2) その他保健福祉部長が紙おむつサービスの受給について不正があると認める場合

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局障がい保健福祉部長が別にこれを定める。

附 則

1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において「札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業実施要綱」（平成18年6月2日保健福祉局長決裁）第2条第1項第2号の規定により紙おむつの支給を受けている者は、施行日において、第7条第1項の規定により、支給に係る承認を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

おむつ使用状況確認書		
障害児	住所	札幌市 区
	氏名	
	生年月日	年 月 日生 (歳 ヶ月)
手帳	身体障害者手帳 (級) ・療育手帳 () ・精神障害者保健福祉手帳 (級)	
おむつを必要とする原因疾患		
現在の症状	<p>※ 次の項目に該当であれば、□にレを記入してください</p> <p><input type="checkbox"/> 重度障がい直接の原因として排尿・排便が自立しておらず、常時おむつを必要とする状態にある</p> <p><input type="checkbox"/> 今後における身心の発達を考慮しても、3歳到達以降においても引き続きおむつを常時必要とすると推定される</p>	
<p>年 月 日</p> <p>機関名 (Tel -)</p> <p>氏名</p>		
確認欄	確認者	